

## 第21期 第13回 佐賀県内水面漁場管理委員会

日 時 令和5年7月24日（月） 11:00から

場 所 佐賀市城内1丁目1番59号

佐賀県庁新館10階 農林水産部内会議室（中央南）

### 次 第

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 事

(1) 内水面における漁場計画（案）について（諮問）

(2) 内水面における漁場計画（案）に係る公聴会の開催について（協議）

(3) 張網による採捕許可方針（案）について（諮問）

(4) よせ網による採捕許可方針（案）について（協議）

(5) その他

4 閉 会

出席者名簿

佐賀県内水面漁場管理委員会

委員	有吉	敏和	様
委員	坂本	兼吾	様
委員	中村	さやか	様
委員	藤村	美穂	様
委員	青木	正敏	様
委員	田中	和宏	様
委員	草野	剛	様
委員	今川	一洋	様

海区漁業調整委員会事務局

副事務局長 福島 智子

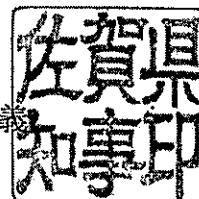
佐賀県農林水産部水産課漁業調整担当

係長	寺田	雅彦
主事	萩原	千春

水産第1577号  
令和5年7月12日

佐賀県内水面漁場管理委員会  
会長 有吉 敏和 様

佐賀県知事 山口 祥義



内水面における共同漁業の漁場計画（案）について（諮問）

令和5年12月31日をもって免許の存続期間が満了する内水面における共同漁業権について、「令和5年漁業権一斉切替における漁場計画樹立基本方針（内水面）」に基づき、別添のとおり漁場計画（案）を策定しましたので、漁業法第67条第2項の規定で準用する第64条第4項の規定により貴委員会の御意見をお聞かせください。

（担当：農林水産部水産課）

# 漁場計画内容（案）

（令和6年1月1日免許）

佐賀県内水面

# 共同漁業權

1 共同漁業

(1) 公示番号 別表のとおり

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類 別表のとおり

イ 漁業の名称 別表のとおり

ウ 漁業の時期 別表のとおり

エ 漁場の位置 別表のとおり

オ 漁場の区域 別表のとおり

カ 団体漁業権又は個別漁業権の別 団体漁業権

(3) 制限又は条件

毎年度、佐賀県内水面漁場管理委員会が定める増殖計画を実施しないときは、免許を取り消すことがある。

(4) 免許予定日 令和6年1月1日

(5) 申請期間 令和5年 月 日から令和5年 月 日まで

(6) 関係地区 別表のとおり

備考 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

漁場計画図 別図のとおり

## 別表

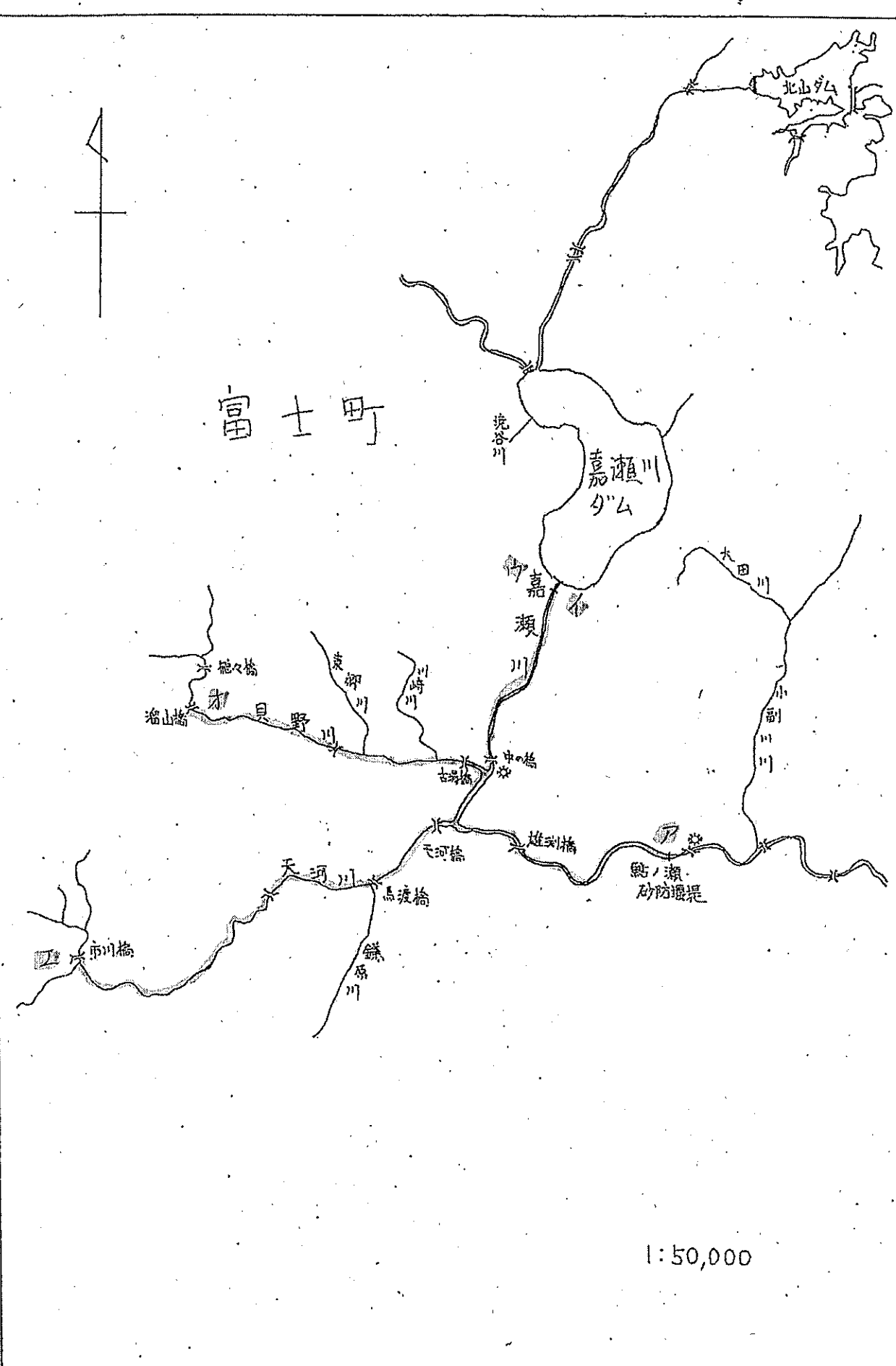
公示番号	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	漁業の位置	漁場の区域	関係地区
内共 第1号	第5種 共同漁業	やまめ漁業  こい漁業  おいかわ・かわ むつ漁業	2月1日から 9月30日まで  1月1日から 12月31日まで  1月1日から 12月31日まで	佐賀市富士町内の嘉瀬 川、天河川及び貝野川の 水域。	次の基点アから基点イと基点ウを結ん だ直線の延長線上に至る嘉瀬川本流、基点 エから下流の天河川及び基点オから下流 の貝野川の水域。  基点ア 佐賀市富士町大字上熊川鮎ノ 瀬砂防堰堤上流端  基点イ 北緯 33 度 23 分 15 秒 8454 東経 130 度 12 分 56 秒 8820  基点ウ 北緯 33 度 23 分 16 秒 1457 東経 130 度 12 分 56 秒 3213  基点エ 佐賀市富士町大字市川市川橋 上流端  基点オ 佐賀市富士町大字市川溜山橋 上流端	佐賀市富士 町
内共 第2号	第5種 共同漁業	やまめ漁業  あゆ漁業  こい漁業  おいかわ・かわ むつ漁業  うなぎ漁業  しろうお漁業  もくずがに漁 業	2月1日から 9月30日まで  6月1日から 12月31日まで  1月1日から 12月31日まで  1月1日から 12月31日まで  1月1日から 4月30日まで  1月1日から 12月31日まで	唐津市浜玉町及び七山 内の玉島川、浜玉町内の 谷口川、今坂川、小川川、 戸房川及び真手野川並び に七山内の狩川川、樽門 川、野井原川、徳正川、 細川川、馬川川、桑原川、 滝川川、袋底川、仲子川、 岳川、大屋敷川  、木浦川及び仁部川の水 域	次の基点アから上流の玉島川本流、谷口 川、今坂川、小川川、戸房川、真手野川、 狩川川、樽門川、野井原川、徳正川、細川 川、馬川川、桑原川、滝川川、袋底川、仲 子川、岳川、大屋敷川、木浦川及び仁部川 の水域  基点ア 唐津市浜玉町大字浜崎 JR 筑肥線 鉄橋下流端	唐津市浜玉 町及び七山
内共 第3号	第5種 共同漁業	やまめ漁業  あゆ漁業	2月1日から 9月30日まで  6月1日から 12月31日まで	唐津市相知町内の伊岐 佐川及び左伊岐佐川の水 域	次の基点アから基点イと基点ウを結ん だ直線に至る伊岐佐川本流及び基点エか ら下流の左伊岐佐川の水 域  基点ア 唐津市相知町大字伊岐佐幸の 元橋上流端	唐津市 相知町

		こい漁業	1月1日から 12月31日まで		基点イ 唐津市相知町大字伊岐佐玉散 りの滝下流側第1番目の砂防堰堤 右岸側上流端から 13.9 メートル の地点
		ふな漁業	1月1日から 12月31日まで		基点ウ 唐津市相知町大字伊岐佐玉散 りの滝下流側第1番目の砂防堰堤 左岸側上流端から 13.9 メートル の地点
		おいかわ・かわ むつ漁業	1月1日から 12月31日まで		基点エ 唐津市相知町と浜玉町との境界
		もくずがに漁 業	1月1日から 12月31日まで		



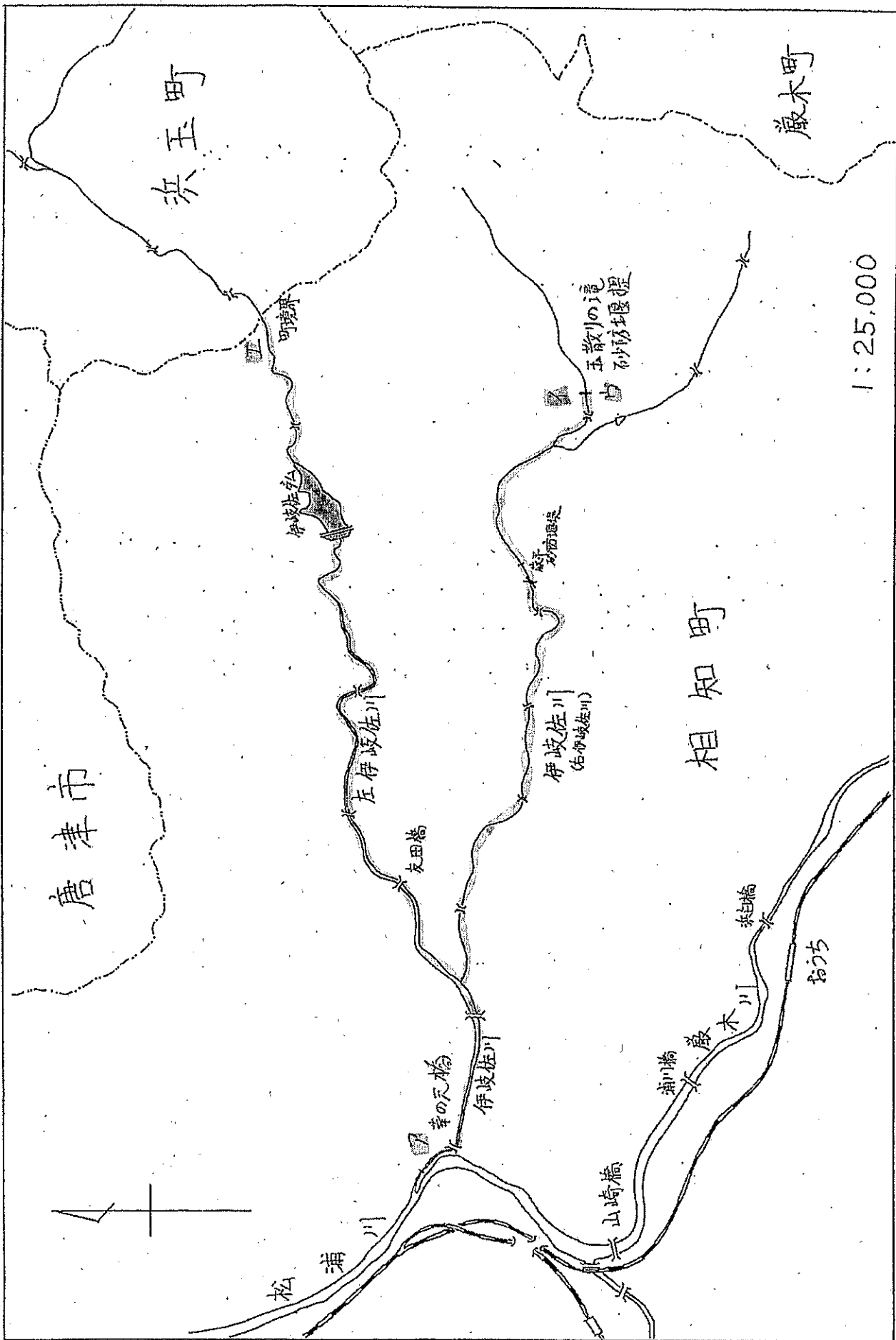


富士町



1:50,000





唐津市

伊玉町

岩木町

相知町

1:25,000



松浦川

山崎橋

岩木橋

伊波佐川

相模川

伊波佐川

伊波佐川  
(右伊波佐川)

相模川

相模川

玉散りの境  
砂防堰堤

相模川

岩木橋

相模川

相模川

おつち

公 示 (案)

漁業法（昭和24年法律第267号）第64条第5項及び、同法第171条第4項の規定により、佐賀県の内水面における漁業の免許について、次のとおり公聴会を開催する。

令和5年 月 日

佐賀県内水面漁場管理委員会  
会 長 有 吉 敏 和

1 日 時

令和5年 月 日 ( ) : ~

2 場 所

佐賀市城内一丁目1番59号  
佐賀県庁旧館4階 正庁

3 議 事

共同漁業の免許に係る漁場の位置及び区域、漁業時期その他免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間及び関係地区について

4 漁場計画の内容

佐賀県内水面漁場管理委員会事務局（佐賀市城内一丁目1番59号佐賀県農林水産部水産課内）において閲覧に供するほか、ホームページにおいて公開する。

5 公聴会において意見を述べようとする者（以下「公述者」という。）の範囲

- (1) 漁業権者
- (2) 入漁権者
- (3) 漁業権漁業の経営者
- (4) 漁業協同組合関係者
- (5) その他利害関係のある者

6 公述者の注意事項

- (1) 公述者は、あらかじめ発言内容の要旨等を文書で令和5年 月 日 ( ) までに佐賀県内水面漁場管理委員会事務局に提出しなければならない。
- (2) 公述者は、公聴会の期日に出席し、会長の許可を得て発言することができる。
- (3) 公述者の代理人として発言する者は、代理人であることを証する書面を提出しなければならない。
- (4) 公述者の発言は、その意見を聴こうとする事件の範囲を超えてはならない。

○佐賀県内水面漁場管理委員会が開催する公聴会に関する手続規程

平成15年3月10日

佐賀県内水面漁場管理委員会告示第2号

佐賀県内水面漁場管理委員会が開催する公聴会に関する手続規程を次のように定める。

佐賀県内水面漁場管理委員会が開催する公聴会に関する手続規程

(根拠)

第1条 佐賀県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）が漁業法（昭和24年法律第267号）の規定に基づいて公聴会を開催するときは、この規程の定めるところによる。

(開催の決定)

第2条 委員会において、公聴会を開こうとするときは、あらかじめその決議をしなければならない。

(日時、案件等の公示)

第3条 委員会は、公聴会を開こうとするときは、その開催の期日の少なくとも5日前に、日時、場所及び公聴会において意見を聴こうとする案件を公示する。

2 前項の公示は、佐賀県公報に登載するほか、会長が適当と認める場所に掲示して行うものとする。

(文書の提出)

第4条 委員会は、公聴会において意見を述べようとする者（以下「公述者」という。）に、あらかじめ発言内容の要旨等を文書で提出させることができる。

(公述者の範囲)

第5条 公聴会における公述者の範囲は、次に掲げるものとする。

- (1) 漁業権者
- (2) 入漁権者
- (3) 漁業権漁業の経営者
- (4) 漁業協同組合関係者
- (5) その他利害関係のある者

(公述機会の公平)

第6条 公聴会において意見を聴こうとする案件につき、賛成者と反対者とがあるときは、双方から公述者を選ぶものとする。

(公述者の発言)

第7条 公述者は、公聴会の期日に出席し、会長の許可を得て発言することができる。

第8条 公述者の発言は、その意見を聴こうとする事件の範囲を超えてはならない。

2 公述者の発言が前項の範囲を超え、又は公述者に不穏当な言動があったときは、会長はその発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

(委員の質疑)

第9条 委員会の委員は、公述者に対して質疑することができる。ただし、公述者が委員に質疑することはできない。

(代理人又は文書による公述)

第10条 公述者は、委員会の同意を得た場合には代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提出することができる。

2 前項の規定により公述者の代理人として発言する者は、代理人であることを証する書面を提示しなければならない。

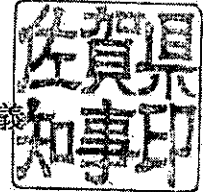
附 則

この告示は、公布の日から施行する。

水産第1539号  
令和5年7月3日

佐賀県内水面漁場管理委員会  
会 長 有吉 敏和 様

佐賀県知事 山口 祥義



張網による採捕許可方針（案）について（諮問）

張網による採捕につきましては、令和4年12月30日で許可の有効期間が満了しています。

については、張網による採捕許可方針について別添許可方針（案）のとおり許可期間を定めることについて、佐賀県漁業調整規則第33条第5項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

（担当：農林水産部水産課 萩原）

## 張網による採捕許可方針（案）

### 1 採捕の種類

張網（ふくろ網を含む。）による水産動植物の採捕

### 2 許可の対象

(1) 令和4年12月30日現在に、張網による採捕の許可を受けていた者とし、それ以外の者への許可は、原則として認めない。

ただし、次の場合はこの限りでない。

- ① 内水面漁場管理委員会に諮り、漁業調整上支障がないと認められる場合
- ② 相続による承継の場合（ただし、2親等以内とする。）

(2) 次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- ① 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。
- ② 暴力団員等であること。
- ③ 法人であって、その役員又は漁業法施行令(昭和25年政令第30号)で定める使用人のうちに前2号のいずれかに該当する者があるものであること。
- ④ 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。

### 3 採捕の区域

塩田川

### 4 採捕の期間

令和5年9月25日から令和5年12月30日まで

### 5 許可の有効期間

許可の日から令和5年12月30日まで

### 6 条件

- (1) 採捕は、漁業を営む場合に限ることとし、遊漁は認めない。
- (2) 採捕を行うときは、許可証を携帯するとともに腕章を着用しなければならない。
- (3) 設置する漁具は1統に限る。
- (4) 漁具の設置にあたっては、川の流幅の5分の1以上を水産動物の通路として開けなければならない。
- (5) 設置する漁具の網目は16節以下（目合い2cm以上）でなければならない。
- (6) 漁期終了後、直ちに漁具を撤去し、原形に復さなければならない。
- (7) 漁業調整上支障があるときには、採捕の停止を命じ、又は、許可の取り消しをすることがある。

### 7 採捕実績の報告

採捕実績は、許可の更新時に報告しなければならない。

報告がない場合又は実績がない場合は、当該許可を取り消すことがある。

### 8 この許可方針は、令和5年 月 日から施行する。





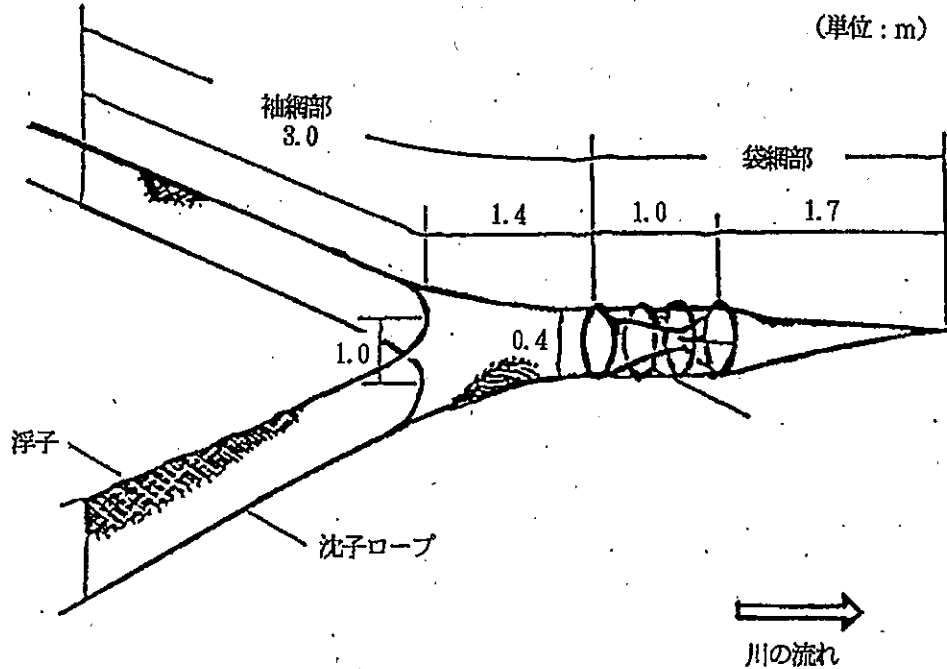
○令和4年度張網（ふくろ網）採捕許可者の令和3年度採捕実績一覧

許可番号	氏名	網設置日数（単位：日）					魚種別漁獲量（単位：匹）		
		9月	10月	11月	12月	合計	ウナギ	モクズガニ	その他
7001	■■■■■	0	0	0	0	0	0	0	0
7002	■■■■■	0	31	30	30	91	8	85	0
						R2実績	0	105	0

漁具・漁法の名称：張網

漁具の構造：袖網及び袋網から成り、途中に竹の棒と反しが付いている。

網目：1cm（目合：2cm）



漁法：両袖を付けた網筥で網の入口を河川の下流に向かって敷設し、河川を下るかにやうなぎを捕る。

袖網の代わりに栗石を置く場合もある。

漁期：9月～11月

対象魚：もくずがに、うなぎ

主な河川又は湖沼：塩田川

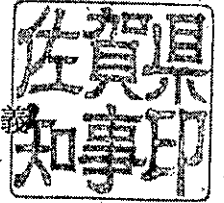
地方名称及び由来：ふくろ網

議題 4

水産第1540号  
令和5年7月3日

佐賀県内水面漁場管理委員会  
会 長 有吉 敏和 様

佐賀県知事 山口 祥義



よせ網による採捕許可方針（案）について（協議）

よせ網による採捕につきましては、令和5年4月15日で許可の有効期間が満了しています。  
ついては、よせ網による採捕許可方針について別添許可方針（案）のとおり定めること  
について、貴委員会の意見を求めます。

（担当：農林水産部水産課 萩原）

## よせ網による採捕許可方針（案）

### 1 採捕の種類

よせ網（地びき網を含む。）による水産動植物の採捕

### 2 許可の対象

(1) 令和5年4月15日現在に、よせ網による採捕の許可を受けている者とし、それ以外の者への許可は、原則として認めない。

ただし、次の場合はこの限りでない。

① 許可枠数に残枠が生じた場合であって、内水面漁場管理委員会に諮り、漁業調整上支障がないと認められる場合

② 相続による承継の場合（ただし、2親等以内とする。）

(2) 次の各号のいずれにも該当しない者とする。

① 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。

② 暴力団員等であること。

③ 法人であって、その役員又は漁業法施行令(昭和25年政令第30号)で定める使用人のうちに前2号のいずれかに該当する者があるものであること。

④ 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。

### 3 採捕の区域

採捕の区域は、令和5年4月1日時点のよせ網による採捕の操業区域とし、拡張は原則として認めない。

### 4 採捕の期間

10月1日から翌年4月15日まで

### 5 許可の有効期間

令和5年10月1日から令和8年4月15日まで

### 6 許可枠数

15件以内

### 7 制限又は条件

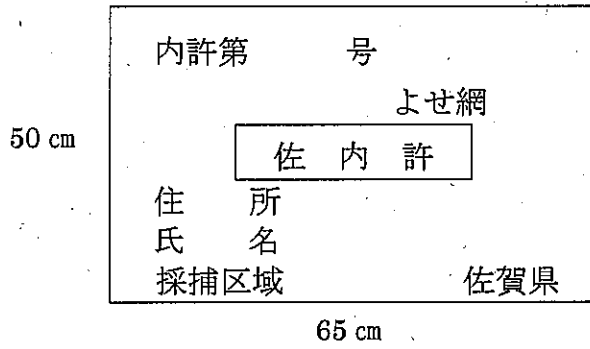
(1) 採捕は、漁業を営む場合に限ることとし、遊漁は認めない。

(2) 使用する網は、幅2.1メートル、長さ30メートル以下のもの1統とする。

(3) 使用する網は、かえしたな10センチメートル以下、網目15センチメートルにつき7節以下(目合5センチメートル以上)でなければならない。

(4) 採捕の際は、県が定める標旗を採捕する場所の最も高い地面から2メートル以上の高さに掲げなければならない。

(5) 漁業調整上支障があるときには、採捕の停止を命じ、又は、許可の取り消しをすることがある。



8 採捕実績の報告

採捕実績は、許可の更新時に報告しなければならない。

報告がない場合又は実績がない場合は、当該許可を取り消すことがある。

9 この許可方針は、令和5年 月 日から施行する。

●よせ網採捕実績 (平成29年～令和2年)

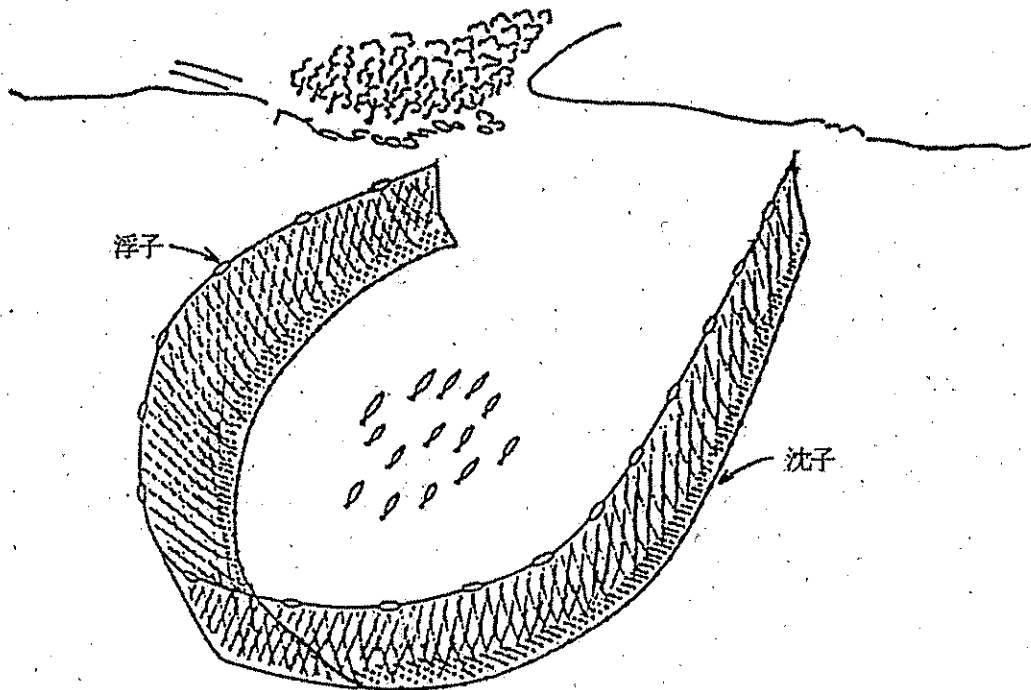
氏名										
		操業日数	漁獲量	漁獲物の種類	操業日数	漁獲量	漁獲物の種類	操業日数	漁獲量	漁獲物の種類
平成29年	10月	0日	0 kg		9日	80 kg		0日	0 kg	
	11月	0日	0 kg		10日	140 kg		0日	0 kg	
	12月	1日	5 kg		15日	170 kg		3日	50 kg	フナ
平成31年	1月	1日	10 kg		12日	100 kg		4日	100 kg	フナ
	2月	0日	0 kg		7日	60 kg		4日	70 kg	フナ
	3月	0日	0 kg		0日	0 kg		0日	0 kg	
	4月	0日	0 kg		0日	0 kg		0日	0 kg	
合計		2日	15 kg		53日	550 kg		11日	220 kg	フナ
平成30年	10月	0日	0 kg		8日	90 kg		0日	0 kg	
	11月	0日	0 kg		11日	130 kg		0日	0 kg	
	12月	1日	5 kg		13日	150 kg		5日	140 kg	フナ、コイ
	平成31年	1月	1日	5 kg		5日	60 kg		4日	120 kg
2月		0日	0 kg		3日	20 kg		3日	40 kg	
3月		0日	0 kg		0日	0 kg		0日	0 kg	
4月		0日	0 kg		0日	0 kg		0日	0 kg	
合計		2日	10 kg		40日	450 kg		12日	300 kg	フナ、コイ
令和元年	10月	0日	0 kg		7日	100 kg		0日	0 kg	
	11月	0日	0 kg		11日	160 kg		3日	100 kg	フナ、コイ
	12月	1日	5 kg		12日	140 kg		3日	40 kg	フナ
	令和2年	1月	1日	5 kg		5日	80 kg		5日	150 kg
2月		0日	0 kg		3日	40 kg		4日	80 kg	フナ
3月		0日	0 kg		0日	0 kg		0日	0 kg	
4月		0日	0 kg		0日	0 kg		0日	0 kg	
合計		2日	10 kg		38日	520 kg		15日	370 kg	

漁具・漁法の名称：よせ網

漁具の構造：1枚の細長い帯状の網で、上辺に浮子、下辺に沈子が付いている。

網の長さ：27m、網丈：2.1m

網目：2.5cm（目合5cm）



漁法：水深1.0~1.5m位の堀やクリークで、水中に入りながら魚群を見て囲み、徐々に網を手繰りよせ、魚を一箇所に集めたところで網や素手等で捕獲する。

漁期：10月~翌年4月中旬

対象魚：こい、ふな、らいぎよ

主な河川又は湖沼：佐賀県東部の堀やクリーク

地方名称及び由来：よせ網

(網を徐々に手繰りよせて、魚を獲るところから「よせ網」と呼ばれている。)